

# 資金の種類一覧表

資金種類		貸付対象			貸付条件					
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
総合支援資金	(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用			(2人以上の世帯) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内	12ヶ月以内	最終貸付日から6ヶ月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要
	(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用			40万円以内	-	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6ヶ月以内		連帯保証人を立てられない場合は据置期間経過後、年1.5%	ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	(3) 一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用			60万円以内	-				
福祉資金	(1) 福祉費	生業を営むために必要な経費			460万円	-	貸付の日(分割による交付の場合は最終貸付日から6ヶ月以内)	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てられない場合は据置期間経過後、年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可能
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持する為に必要な経費			技能を修得する期間 6ヵ月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			8年		
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費			250万円			7年		
		福祉用具等の購入に必要な経費			170万円			8年		
		障害者用自動車の購入に必要な経費			250万円			8年		
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費			513.6万円			10年		
		負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額その他、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費			療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え、1年6ヵ月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円			5年		
		介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費			介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え、1年6ヵ月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円			5年		
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費			150万円			7年		
		冠婚葬祭に必要な経費			50万円			3年		
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費			50万円			3年		
		就職、技能習得等の支度に必要な経費			50万円			3年		
	その他日常生活上一時的に必要な経費			50万円	3年					
		次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付可能な少額の費用 医療費又は介護費の支払等、臨時の生活費が必要なとき 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき 火災等被災によって生活費が必要なとき その他、これらと同等のやむを得ない自由によるとき			10万円	-	貸付の日から2ヶ月以内	8ヶ月以内	無利子	不要
教育支援資金	(1) 教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費			(高校)月3.5万円以内 (高専)月6万円以内 (短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内	-	卒業後6ヶ月以内	20年以内	無利子	不要 (世帯内の生計中心者が連帯借受人として必要)
	(2) 就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費			50万円以内					
不動産担保型生活資金	(1) 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金		*低所得者の高齢者世帯	土地の評価額の7割 月30万円以内	借受人が死亡するまでの期間、又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3ヶ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 推定相続人の中から1名を選任
	(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金		*福祉事務所が要保護と認めた高齢者世帯	居住用不動産の評価額の7割(集合住宅は5割) 貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1、5倍以内)					不要